第 12 次労働災害防止計画の実施状況(報告)

(平成 25 年度の状況)

平成 26 年 7 月 25 日 厚生労働省安全衛生部

全体目標	票の物	犬況			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		2
第三次產	産業	(特(رے	小身	売	業	`	社	会	福	祉	施	設		飲	'食	店)	対	策			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		3
陸上貨物	勿運 〕	送事	裳	対兌	策			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		5
建設業效	対策		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		6
製造業效	対策		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		8
メンタル	レヘノ	レスジ	付兌	策			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		9
過重労働	動対急	ŧ		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	1
化学物質	質にっ	よる値	建原																															1	
腰痛予防	方対急	ŧ																																1	
熱中症対	対策		•	•	•	•																												1	
受動喫煙	湮防⊥	上対策	頛			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	5
リスクア	フセン	スメン	ン	\ (か	普.	及	促	進			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	6
高年齢労	分働者	当対急	頛			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	7
非正規党	分働者	当対急	頛			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	8
行政、党	5働3	災害隊	方」	止[団化	体	`	業	界	<u>寸</u>	体	(O)	連	携	•	協	働	に	よ	る	労	働	災	害	防	止	の	取	組	み		•	•	1	9
社会、①	業、	労信	動	者(か ?	安:	全	•	健	康	(対	व	る	意	識	変	革	の	促	進			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	1
科学的机	艮拠、	国际	祭	動「	句?	を	踏	ま	え	た	施	策	推	進			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	2
発注者、	製造	造者、	<i>†</i>	沲詞	设	等	の	管	理	者	- (ت	ょ	:る	取	組	強	化			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	3
東日本人	震災	€ €. ∃	東ī	京記	電;	力:	福	島	第		·原	子	·力	発	雷	:所	事	故	を	受	ゖ	た	対	応			•					•		2	5

【全体目標の状況】

- ・休業4日以上の死傷者数は、平成24年と比較して、<u>平成25年は4年ぶりに減</u>少したものの、減少幅は1.2%減にとどまっている。
- ・死亡者数は、平成 24 年と比較して、平成 25 年は 5.8%減となった。

		平成 24 年	平成 25 年	目標(平成 29 年)
	休業4日以上の 死傷者数(人)	119,576	118,157 (1.2%減)	101,640 (15%減)
全体目標	元杨白欽(八)	1,093	1,030	929
	死亡者数(人)	1,093	(5.8%減)	(15%減)

【第三次産業(特に小売業、社会福祉施設、飲食店)対策】

	休業4日以上の死傷者数(人)	平成 24 年		平成	25年	目標(平成	29 年	Ξ)
┃┃	小 売 業	13.09	99 12,8	80	(2.2%減)	10,479	(20%)	咸)
日伝	社会福祉施設	6,48	6,8	31	(5.4%増)	5,832	(10%)	咸)
	飲食店	4,37	75 4,4	16	(0.9%増)	3,500	(20%)	咸)
	12 次防の記載内容				平成 25 年	度の取組		
安全征	衛生管理体制の強化							
,		= 業等の実	○平成 2	 5	- 12 月の建設	 張「今後の労働	 動安全	
	態に即した効果的な安全管理体制の					*・クスシックラ 踏まえ、平成		
1	対する。					の配置等に係		
			イドラ	イ:	ンを関係業界	団体に通知し	た。	
● 1	現場における非正規労働者に関する	安全衛生	○平成 2	5 年	- 11 月に実施	もした全国統語	†調査	
)	舌動の実態把握を進め、これらの実態	態を踏まえ	(労働	安全	产衛生調査)(こおいて、非正	E規労	
	て、正規・非正規の別を問わず充実し	ノた安全衛	働者の	安:	全衛生に関す	る調査を実施	色した	\triangle
4	生活動が現場で着実に取り組まれる。	よう、指導		はヹ	平成26年秋頃	質に取りまとき	まる予	
-	する。		定)。					
小売業	能に対する集中的取組							
• 7	まずは大規模店舗・多店舗展開企業を	を重点とし	○都道府	県党	労働局及び労	働基準監督署	(以下	
	て労働災害防止意識の浸透・向上を	図る。	「局署])	において本社	上又は中核的な	を社に	
			対して	指導	尊を行い、そ <i>の</i>)指導内容を名	S店舗	\circ
						i 導の効率化を	を図る	
					は指導を実施			
1	バックヤードでの作業の実態に着目し					マップ作成り		
	箇所の見える化 (危険マップによる危					-等)を作成し		
	表示等)、リスクアセスメント、KY					の小売業の事		\circ
	よる危険の低減を事業場に働きかける	ර ං	に対し ングを			個別コンサル	レテイ	
• /	小売業での安全管理について、国内タ	トの好事例				 資する資料等	([/ \	
l !	を収集し、意識啓発・指導に活用する					防止のポイン		
-	それらの事例をもとに、経営や業務管	管理に安全	ど) に	つし	って、厚生労働	が省ホームペー	-ジで	
Î	管理を組み込んだモデルを作成し、そ	その普及を	公表し	た。				
i	図る。							
	作業性、安全性、経済性に優れる安全)安全装置等(
	手袋などの保護具や安全装置の開発を	を促進し、				ミ託事業で実 が	色する	\triangle
Ē	当及させる。		予算要	求を	を行った。			
社会福	冨祉施設(介護施設)に対する集中的	り取組						
●ネ	社会福祉施設(介護施設)に対して、	県や市町	○委託事	業(こより、危険	マップ作成り	ソール	
1 1	対が行う介護事業者に対する研修会	きや指導と				-等)を作成し		
1 1	重携し、労働者に対する安全衛生教育					の社会福祉が		
1	4 Sの徹底による転倒災害等の防止、					別コンサルラ	Fィン	
	の導入による腰痛予防、職場における		グを実				=41+6	
	対策指針で定める腰痛の健康診断の					いて、社会が		
	を指導する。また、労働安全・衛生工					護作業全般に対		
,	ント等の専門家を活用し、事業場に対象を記るされ					また、改定内容	-	
1 1	幕を起こさない移動・移乗介助法や/ まなぬかき思ちは笠について話問む					成し、地方自治		
	具体的な活用方法等について訪問指	得寺を仃	己ひ民	1余行	今川に対して	周知を行うこ	_ C C	L

:	 腰痛予防対策指針の普及、定着を図った。	[<u>]</u>
	○意識啓発、指導普及に資する資料等(「社	
や情報に基づき、マニュアル等を見直し、普及	会福祉施設における安全衛生対策 など)	
するとともに、事業場に対する指導等に活用す	について、厚生労働省ホームページで公表	
る。	した。	
	○腰痛予防対策指針について厚生労働省ホ	
	ームページにて公表し、広報を行った。	
	○中災防により腰痛のリスクアセスメント	
	マニュアルを作成した(そのマニュアルを	
	平成26年度の第三次産業労働災害防止	
	対策支援事業の中でテキスト作成等に生	
	かし、腰痛予防教育講習会等に活用する予	
ļ	定)。	
■ 事業場で事業者が腰痛予防教育を行うことが	○第三次産業労働災害防止対策支援事業(委	
できるようにするための講習会を実施し、当該	託事業) の中で、腰痛予防講習会を実施し	\bigcirc
講習会について、業界団体や介護労働者養成機	た(地方自治体や業界団体に周知を依頼の	
関に対して周知を依頼する。	上、全国で 51 回にわたり開催)。	
飲食店に対する集中的取組		
●飲食店では、転倒災害と切れ・こすれ災害で全	○意識啓発、指導普及に資する資料等(「飲	
体の半数を占めているため、これらの事故の型	食店を経営する皆様へ 労働災害防止の	
による災害防止を重点として、労働災害防止活	ためのポイント」「飲食店の安全衛生活動	
動の取組事例の収集、安全衛生対策マニュアル	好事例集」(中央労働災害防止協会) など)	\circ
等を作成し、普及するとともに、事業場に対す	について、厚生労働省ホームページで公表	
る指導等に活用する。	した。	
対策の類型化と普及		
●労働安全衛生総合研究所の協力を得て、個別業	○労働安全衛生総合研究所(以下「安衛研」)	
種、労働災害の発生要因ごとに、事業場で取り	において、3か年計画で調査研究を実施中	
組むべき対策を類型化して取りまとめ、意識啓	(平成 25 年度は小売業、飲食店の事業者	\circ
: 発、指導等に取り入れる。	に対してアンケートを実施)。	

(注記)

「25 年度の取組」の右欄の「○」「△」「-」の印は、次を表すものであること。

「○」: 記載事項の取組を実施したもの

「△」:記載事項の取組が実施途上であるもの

「-]: 未実施(今後実施予定のもの)

【陸上貨物運送事業対策】

口捶	陸上貨物運送事業における	平成 24	年	平成	25年	目標(平成 29 年	≢)
目標	休業4日以上の死傷者数(人)	13,8	334	14,190	(2.6%増)	12,451 (10%)	減)
	12 次防の記載内容				平成 25 年度	その取組 しゅうしゅう	
荷役作	業の労働災害防止対策の普及、徹底	等					
L	を上貨物運送事業労働災害防止協会。 ,て荷役作業における安全ガイドラ。]・普及する。		当 於	e対策ガイ 値する個別 美等により	ドライン」 に 指導・集団指	ける荷役作業の安 ついて、局署が実 導のほか、委託事 対して研修会を行 こ。	0
● 荷 業 に 落 対	ク運転者に対する安全衛生教育の強 前主との役割分担でトラック運転者が を担うこととなる場合には、トラック 対する安全衛生教育の中で、荷役の が、転落防止対策や荷の運搬中の労働が 対策を充実・強化するとともに、荷役の 手順の作成支援等に取り組む。	が荷役作 ク運転者 作業の墜 災害防止	当に	きにおける イン」につ 算・集団指	荷役作業の多いて、局署な いて、局署な 導のほか、委 対して研修会	「陸上貨物運送事 安全対策ガイドラ が実施する個別指 託事業等により、 を行い、周知・普	0
●荷第	よる取組の強化 前主等が管理する施設での労働災害で も含め、貨物の運送を担当する陸上 事業者側と運送を依頼する側の役割が 一ル運送契約書の普及等により明確に 対担に基づいてそれぞれが実施すべる に施を促進する。	貨物運送 分担をモ し、役割	(i) 证 安	二対し、平 通省が作成 するととも で全な作業	成 25 年 12 / したモデル選 に、委託事業 環境、走行計	等により、荷主等 月 25 日に国土交 重送契約書を周知 の講習会により、 画の整備等荷役作 寛正な発注条件の	0

履行確保を促進した。

【建設業対策】

— —		平成 24 年	平成	25年	目標(平成 29 年	()
目標	建設業における死亡者数(人)	367	342	(6.8%減)	294(20%)	咸)
	12 次防の記載内容			平成 25 年	度の取組	
● えこめれのし 変災の	転落災害防止対策 場からの墜落・転落災害防止対策 、労働安全衛生総合研究所と協力 、屋根等からの墜落・転落災害を の機材・手法を開発し、普及させ に業性を考慮しつつ、一定条件下で の安全帯を義務付ける等、墜落時に い安全帯を普及させる。 の影響による全国的な人材不足等の ことでは、施工時の	かけいて、はした。 防止するたまする。 ・ハーネス型 (衝撃が少な) が状況を踏まえた。 全衛生に関 (の安全衛生を)	に作業標準パンフレック (アンフレックを) 委託事業に (アンフレックを) 及を図った (アンフレックを) を図った (アンフレックを) では、 (アンフレックを) では、 (を行い、ハー たる総合的 注者における	会(全国 13 回、約 -ネス型安全帯の普 - 学働災害防止対策 3安全衛生を確保す	0
た国	経保するための必要な経費を積算す と、関係請負人へその経費が確実に 国土交通省と連携して対応する。ま Eの公共工事において同様の取組 こう広く要請する。	渡るよう、 た官公庁発	めた(st (H26.4.)	建 設 工 事 関 11 通達)に。 生行政関係者	積算等の取組を進 係者連絡会議 より、発注者、施工 者の三者が連携して	0
●特 (a の 業 弱	た、アスベストを含む建築物のは、必要経費や工期の不足のために のばく露や飛散の防止措置を講じ 単になるような工事の発注が行われ 環境省、地方公共団体等とも連携し 対応する。	アスベスト ることが困 いないよう、)解体工事等 経費の確保 ながら、各	等における石 R等について 地域における	綿ばく露防止対策、環境省とも連携し る発注者である地方 等に対し、要請を行	0
文	所規に建設業に就労する者 (新規参 対する安全衛生教育の確実な実施等 場の統括安全衛生管理の徹底を図る	等、各建設現	し、新規参 全衛生管理 託事業に。	入者等への教 型の徹底を指 より、震災の復 入者等に対す	事を行う事業者に対 対育の実施等統括安 導するとともに、委 退旧復興工事に関す る安全衛生教育の	0
解体工	事対策					
箱 退 ∤ 対 査 力	旧き続きアスベストのばく露や飛焼底するとともに、環境省、地方公 連携して、事前調査の実施と届出が でるよう指導を行い、不適切な事案 が見る。また、建築物等の解体時 での徹底、アスベスト除去工事を行っ向上、集じん・排気装置の整備に の提供等を推進する。	共団体等と 適切になさ には厳正に 等の事前調 う者等の能 必要な情報	別指導等を労働局に対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、	を実施したほけし、地方公共では、地方公共での合同がいまが、事前では、事前では、またの実施したで、表達置の整体に漏えいのを	解体等工事現場の個か、2回、都道府県 対、2回、都道府県 対団体等の建設部局 については、期査を行う中小規 のための支援事業 では、平成 については、平成 にの点検を義務付 が、2回、都道府県 が、2回、都道府県 が、2回、都道府県 が、2回、都道府の は、平成 が、3円の が、3円の が、4回の が、4回の が 、4回の が 、4回の が 、4回の が 、4回の が 、4回の が 4回の が 4回の が 4回の が 4回	0
● ≉	 8朽化したインフラや建造物の解体			 Sいて、解体コ	 事における安全対	

での安全対策を検討し、ガイドラインを示す。	策に関する研究を行った。	
自然災害の復旧・復興工事対策		
●自然災害によって被災した地域の復旧・復興工	○災害復旧・復興工事で使用される鉄骨切断	
事での労働災害防止対策の徹底を図る。	機、コンクリート圧砕機等の車両系建設機	
	械に対して、有資格者による運転、構造規	
	格の具備、使用上の安全規制の創設などを	\circ
	内容とする労働安全衛生規則等の改正(平	
	成 25 年 7 月 1 日施行) 等を行い、その周	

知・徹底を図った。

【製造業対策】

		平成 24 年	Ŧ	平成	25 年	目標(平成 29 年	丰)
目標	製造業における死亡者数(人) 	1	199	201	(1.0%増)	189 (5%)	減)
	12 次防の記載内容				平成 25 年度	その取組 しゅうしゅう	
機械災							
(a 柄 と 記 選	正亡災害や障害の残る災害につな はさまれ・巻き込まれ災害の防止を 成災害が発生した事業場における 、機械設備の本質安全化を図るとと 設備の安全性に問題がある事案につ を者等の機械設備の提供者による する。	重点に、機原因の究明 にもに、機械 いいては、製	りある。またのでは、	いて、作業の 見則を改正 けるととも 写業を通じ た、機械 で等につい)まとめた	D特性を踏また (平成 25 年に、局署において周知を図っ 等の回収・改調で検討会を開く (これを受けて全化を促進する)	品加工用機械につえて労働安全衛生 10月1日施行) ける説明会や委託 た。 善命令制度のあり 開催し報告書をと 、機械の設計・製 するための要領を	0
	害防止団体と連携した取組み						-,
生	寺に体制の弱い小規模事業場にお ∈活動の底上げを図るため、中央労 3会による指導・援助活動を支援す	働災害防止	多文	(以下「中 &に実施す 対する補助	災防」)が中/ る 「安全衛生 を行い、集団	労働災害防止協会 小規模事業場を対 サポート事業」に 団支援(128 件) を実施した。	0

【メンタルヘルス対策】

┃	メンタルヘルス対策に取り組んでいる	平成 24 年	平成 25 年	目標(平成 29	年)
口信	事業場割合	47.2%	集計中	80%以上	
	12 次防の記載内容		平成 25 年度0	D取組	
メンタ	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
も 育	が働者自身によるセルフケアを促進するとと がに、事業者による管理監督者と労働者への教 が研修・情報提供の推進を図る。	針」に基づき タルヘルスが施した。 のメンタルへが て、管理監督 おけるメンタ 支援をする。	は、局署におい 対策に取り組織 ルス対策支援が 者への教育を タルヘルス対策 とともに、メント「こころの耳	増進のための指 て事業者にメン ひよう指導を実 マンターにおい 含めた事業場に 様の取組みへの タルヘルス・ポ 」により情報提	0
りの応	職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」を参考に、問題の現状や課題、取組場について、ポータルサイト「あかるい職場」 接団」等を通じて周知啓発を行い、パワーハラスメント対策の推進を図る。	サイト 「あた 営による周知 〇各企業で具作 に参考となる 対策ハンドこ 者の実務に活	いるい職場応援 日・広報を実施 体的な取組を持 る「職場のパワ ブック」の作成 舌かすことので	布や、ポータル 団」の改修・運 した。 性進していく際 ーハラスメント 、・周知や、参加 できる「パワーハ マミナー」を実施	0
スク	機における過度のストレスの要因となるリスクを特定、評価し、必要な措置を講じてリスタを低減するリスクアセスメントのような新な手法を検討する。	の産業精神の	保健法制度に係	により、諸外国 る調査研究、メ させるリスクア ほ施した。	0
ストレ					
レ	が働者のストレスへの気づきを促すようスト ・スチェック等の取組を推進するとともに、事 ・場内での相談体制の整備を推進する。	全衛生法改正 提出した。(ゴ	E案を平成 26: P成 26 年 6 月 ストレスチェ	創設する労働安 年3月に国会に 19 日に法案は ック制度は1年	0
取組方	策の分からない事業場への支援				
· 気復 あみめ 措	場でのメンタルヘルス対策は、ストレスへのできを促すための労働者への教育研修、職場原支援等を総合的に実施することが必要である。しかし、メンタルヘルス対策への取り組ま方が分からないとしている事業場もあるため、事業者がこうした取組が行えるように支援を充実する。特に小規模事業場に対する支援の強化を図る。	て、個別訪問	指導等により	zンターにおい 事業場における 狙みへの支援を	0
●事 老	帰対策の促進 事業場がメンタルヘルスに問題を抱える労働 所の職場復帰支援に容易に取り組むことがで るよう、メンタルヘルス対策支援事業等を通		复帰支援モデル	薬において、規 プログラム(試	0

じて、職場復帰支援の事例を収集し、事例集としてまとめる。また、収集した職場復帰支援の事例について分析を行い、事業場の規模等に対応した職場復帰支援に係るモデルプログラムを作成する。これらを働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」等を通じて広く提供する。		
●事業者がメンタルヘルス不調者の職場復帰支援に積極的に取り組むよう、事業者に対する支援措置を検討し、その充実を図る。	(今後対応予定)	_

【過重労働対策】

				T	
目標	週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合	平成 24 年	平成 25 年	目標(平)	成 29 年)
口际		9.2%	8.8%	6.5%	(30%減)
	12 次防の記載内容		平成 25 年度	その取組 しゅうしゅう	
健康管	理の徹底による労働者の健康障害リスクの低	減			
● 事 時 等 発 の さ 事	業者による労働者の健康診断の実施と労働間の的確な把握・管理にも留意した事後措置の健康管理を徹底し、恒常的な長時間労働を生させない労務管理の推進と合わせ、労働者必過労に伴う健康障害のリスクを大幅に低減せる。 業者による健康管理の質の向上のため、健診 課、事後措置実施結果の効果的な活用手法を	○都道府県労 診断の実施 徹底を行い 長時間労働 ○事業者によ	が働局等の指導 をひ事後措置 かいさらに、個別 が制に関する はのでは、 はのでは、 はのでは、 はのでは、 はのでは、 はのでは、 はのでは、 はのでは、 はのでは、 はい、 はい、 はい、 はい、 はい、 はい、 はい、 は	置等の健康を 別指導等を 指導を行っ お お お お お お お お で の は り と か と お う と う と う も も う も う も う く う う う う う う う う う う う	管理の 通じて った。 を目的
開	発し、その実施を促進する。		ためのシステ <i>L</i> 動科学研究費補		
働き方	・休み方の見直しの推進				
を	規則勤務や深夜労働の多い業種・職種に重点 置き、効果的な疲労の回復につながる休日・ 暇の付与・取得を促進する。	込んだ業種 ドブック」 に掲載する 置された働	の特性に応じ 別の「働き方 を開発した。(るとともに、都 かき方・休み方で 別企業等への	・休み方改 厚生労働省 道府県労働が 改善コンサ	善ハン iの HP 局に配 ルタン
業にのる	語常的な長時間労働に従事する労働者の多い種・職種に重点を置き、労使の取組を効果的促すとともに、「労働基準法第36条第1項協定で定める労働時間の延長の限度に関す基準」の遵守を図ること等により、時間外労の削減を推進する。	込ドに置ト活労第延指会ま督のを対働がだツ載れよ。基条限集じ平」電付立むら業ので強化工会のでが、通、間料けて含めが、通、間料けて含めが、通いでは、単等限をでは、単等を対して、	学の開始では 学の開始を 学の開始を 学の開始を 学の開始を 学の開始を 学のでは 学のでは 学のでは 学のでは では 学のでは では では では では では では では では では	・休みの場合では、「中では、「中では、「中では、」「中では、「中では、」「中では、「中では、」「中では、「中では、「中では、「中では、「中では、「中では、「中では、「中では、	善の局ルの 基時、ゆき重国の業間令8八分に夕際 準間窓るし点一相場外違ツント配ンに 法の口機。監斉談に労反りを82%)

【化学物質による健康障害防止対策】

	 危険有害性の表示と SDS の交付を	平成 24 年	平成 25 年	目標(平成 29 年	≢)
目標	行っている化学物質製造者の割合		—— ※平成 26 調査予定	8	30%
			平成 25 年度	の取組	
発がん	一性に着目した化学物質規制の加速	1			
た 有 <i>み</i> (a	丁政機関が自ら行う有害性調査の情報だけで はく、化学品メーカーなど、事業者が保有する 事害性情報を広く収集し、蓄積・共有する仕組 みを構築する。有害性情報の収集に当たって は、一定の基準を設け、事業者に対して情報の 提供を義務づけることも検討する。		(今後対応予	定)	_
り 原 J	寺定化学物質障害予防規則等による規制のな 小化学物質について、有害性情報の活用、変異 原性試験等の実施、がん原性試験の効率化等に より、発がん性の可能性の評価を加速する。	について、 絞り込むだ るスクリー	詳細な調査がた こめに変異原性 -ニング事業を		0
カて	後がん性があると評価された化学物質は、速やいに職場での労働者のばく露の状況を把握してリスク評価を行い、労働者の健康障害防止のきめの規制の要否の判定を行う。	「詳細評価 につ労働にかまる。 で 会ので で 会ので で で で で で で で で で で で で で で	が必要である 詳細リスク評価 新生規則第95章 お物質り、事に はる6ももとこりある。 ではそれのの ではでいるのり で選定し、12 で選定し、12	条の6に基づく告 有害物ばく露作業 場におけるばく露 かいて、初期評価を ニジクロロプロパ	0
月 注 り	所たに規制を行うこととなった化学物質は、局所排気装置等の発散抑制措置、作業環境測定基準等の策定などの作業環境管理対策とともに、 お毒マスクの使用などの作業管理対策を速やいに策定し、徹底を図る。	○平成 24 4 果、平成 2 きれた 1,7 健康討を行 に対した でする周知領 のリスシメチ れたジメチ エイト及び	手度に開始した 5 年 5 月にリス 2-ジクロロプに 5 止措置の内容 5 い、8 月に関係 0 月に施行し、 域底を図ってい 5の結果、リスタ 5ル-2,2-ジクに が発がんのおる	こリスク評価の結 スクが高いと判断 コパンについて速やいるについて速やの改正を 解解事業場に対いる。 りが高いと判断さいのが高いと判断スといる。 されのある有機を までであるない。	0
労 (a	と学物質のうち、強い変異原性等が確認され、 労働者の健康障害のリスクの考えられる物質 は、健康障害防止のための技術指針を作成し、 間知、措置の徹底を図る。	○平成 25 年 れた43の ついて、「 による健康	届出物質と 5 0 変異原性が認る 環障害を防止す	変異原性が認めら の既存化学物質に められた化学物質 るための指針」に 底を届出事業場に	0

対して要請し、関係事業者団体に対して、 これらの強い変異原性を有すると認めら れた物質を製造する又は取り扱う際には、 指針に基づく措置を講ずるよう周知した。 リスクアセスメントの促進と危険有害性情報の適切な伝達・提供 ●規制対象であるか否かにかかわらず、危険性又 ○一定の危険性・有害性を有する化学物質 は有害性の高い化学物質が適切な管理のもと (SDS の交付義務対象物質) について、 で使用されることを確保するため、化学物質に リスクアセスメントの実施を義務づける 労働安全衛生法改正案を平成26年3月に 関するリスクアセスメントを促進する。中小規 模事業場に対しては、専門的知識がなくても化 国会に提出した。(平成26年6月19日に 学物質のリスクアセスメントが可能となるツ 法案は可決・成立。リスクアセスメントの ールとして開発された「コントロール・バンデ 義務化は2年以内に施行予定。) ィング」を周知・普及する。 ●リスクアセスメント等による事業者の自主的 ○義務対象物質以外のすべての危険有害性 な化学物質管理に資するため、危険有害性の表 を有する化学物質等についてのラベル表 示と安全データシート (SDS) の交付の促進を 示・SDS 交付の努力義務化(平成 24 年 図る。 4月施行)について、経済産業省と連名で 周知用のパンフレットを作成、配布した。 ○平成24年度委託事業で作成したモデルラ ベル・モデル SDS を「職場のあんぜんサ イト」に追加掲載した。 ●化学物質の製造、輸入から使用、廃棄に至る-○義務対象物質以外のすべての危険有害性 連の流通経路を通じて、危険有害性情報を伝 を有する化学物質等についてのラベル表 達・提供することができるよう、省庁横断的な 示・SDS 交付の努力義務化(平成 24 年 取組により合理的な化学物質管理体制の構築 4月施行)について、経済産業省と連名で 周知用のパンフレットを作成し、配布し を目指す。 た。(再掲) 作業環境管理の徹底と改善 ●作業環境中の濃度測定方法が未確立の化学物 ○海外で活用されているばく露推定モデル 質について、測定を行わなくても化学物質の性 の日本国内事業場における妥当性の検証 状や取扱量等の情報から作業環境中の濃度が を行う事業を実施し、日本国内事業場での 推定できる手法等を活用した健康障害防止措 活用方法について検討を進めた。 置の普及を図る。 ●リスクに基づく合理的な化学物質管理の一環 ○平成24年度に実施した規則改正により導 として、発散抑制措置の性能要件化の普及を図 入することとした発散防止抑制措置特例 るとともに、個人サンプラーによる作業環境中 実施許可について、事業者から出された申 の化学物質濃度測定の導入を検討する。 請等について専門家検討会において審査 を行った結果、2件の事案について認める こととし、業界団体に周知するなど、性能 要件化の普及を図った。 \bigcirc ○個人サンプラー方式の導入については、委 託事業による検討を進めた(労働衛生管理 手法として個人ばく露測定を導入するこ とは的確かつ合理的であり、将来的には現 行の作業環境測定と同様の位置づけとし、 活用の拡大を図る必要があるとの結果が

得られた)。

【腰痛予防対策】

口捶	休業4日以上の死傷者数(人)	平成 24	年	平成	25年	目標(平成 29 年	E)
目標	社会福祉施設	6,4	480	6,831	(5.4%増)	5,832 (10%)	咸)
12 次防の記載内容 平成 25 年度の取組					その取組 しゅうしゅう		
腰痛予	防教育の強化						
	寺に腰痛が懸念される社会福祉施設 设)、小売業、陸上貨物運送事業を重点 毫入れ時教育に腰痛予防対策を盛り↓ ☑促進する。	えとして、	重 辽 朋	動衛生教育 込み、パン 要痛予防対	を作業配置時 フレット等で	要痛対策指針に労 きに行うよう盛り で周知した。また、 ら当該労働衛生教 でった。	0
重量物取扱い業務に対する規制の導入							
カ	要痛の発生要因となるリスクを除去すら、諸外国の状況等を踏まえて、重い業務の腰痛予防に資する規制の導力である。	量物取扱			ける重量規制 集を行ってい	削の実態把握に向)る。	0

【熱中症対策】

目標	職場での熱中症による休業4日	平成 20 年~	24年	平成 21 年~25 年	目標 (平成 25 年~29	9年)
日伝	以上の死傷者数(5年合計値)	1,9	948	2,198(12.8%増)	1,558(20%)	咸)
	12 次防の記載内容			平成 25 年	度の取組	
屋外作	業に対する規制の導入					
σ	や中症の発生状況を勘案し、夏季の一 の屋外作業について、作業環境の測況 の要な措置を義務付けることを検討	定、評価と	涯	成26年度より、屋外 熱環境の測定方法、評 【について安衛研で調査	価方法、必要な措	_
熱中症	熱中症対策製品の客観的評価基準の策定					
集もる	快中症対策として労働現場で用いら は品の中には、身体の一部の温度に ら、身体への負担軽減につながらない らため、WBGT値(暑さ指数)の低 見点から機能の評価基準の策定を行い で	は下がって いものもあ 低減効果の		中症対策製品の客観的 研にて調査・研究中。	内評価に向けて安	0

【受動喫煙防止対策】

目標	 職場で受動喫煙を受けている労働者の割合	平成 24 年	平成 25 年	目標(平成 29 年	≢)
	一個ので文明大陸で文がでいるが関目の別日	51.8%	集計中	1	15%
	12 次防の記載内容		平成 25 年度	その取組	
普及・	啓発				
支	受動喫煙の健康への有害性に関する理解を図らための教育啓発と事業者に対する効果的な を接の実施により、受動喫煙防止対策を普及・ 選進する。	備の設置の と成 26 年 26 年 26 年煙 動定の成 25 種 かて粉ら交じん件、して 334 実た。 では、したい。 は、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これで	の促進等の援助では、 で含む労働安全 ではつける。 ではい。 ではいる。 ではい。 ではいる。 ではいる。 ではいる。 ではいる。 ではいる。 ではいる。 ではい。 ではいる。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	要防止のための設 切に国が努めるこ 全衛生法た。(は三次・ は可決・に成立。 は可決・にがない。 は可決・にがない。 は可決・はが、 は可決をはかが、 がいが、 がいが、 がいが、 がいが、 がいが、 がいが、 がいが、 が	
受動喫	!煙防止対策の強化				
ル等	場での禁煙、空間分煙、その他飲食店、ホテル・旅館等のうち対応の困難な事業場では換気による有害物質濃度の低減等の措置により、受動喫煙防止対策の実施を徹底する。	業場の実情 る労働会に には1年 の国には1年 の一次は1年 の一次のでは1月 の一次のでは の一次ので の一次ので の一、 の一、 の一、 の一、 の一、 の一、 の一、 の一、 の一、 の一、	情に応じた措置 衛生法改正案 出した。(平) は可決・成立。 以内に施行予 まは受動喫煙に 全業種にが、 こ引き上げ、 こ。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	で、事業者及び事置を努力義務とするを努力義務とするを平成26年3月成26年3月成26年6月19日では、1/9では、1/9では、1/9では、1/4のでは、1	

を全国で 94 回開催した。(再掲)

【リスクアセスメントの普及促進】

12 次防の記載内容	平成 25 年度の取組	
中小規模事業場へのリスクアセスメントと労働安全	衛生マネジメントシステムの導入促進	
●中小規模事業場に対してリスクアセスメント の導入を促進するとともに、その導入状況を踏 まえて、リスクアセスメントへの取組が進んで いる中小規模事業場に対して、労働安全衛生マ ネジメントシステムの導入を促進する。	○委託事業により、全国 63 地域で中小規模 事業者に対して、座学研修に加えて実技研 修を行い、リスクアセスメントの導入促進 を図った。	0
●中小規模事業場が労働安全衛生マネジメントシステムを導入しやすくするため、分かりやすい解説を盛り込んだ「中小規模事業場向けマネジメントシステム導入マニュアル」を作成する。なお、中小規模事業場への労働安全衛生マネジメントシステムの導入促進に当たっては、労働災害防止団体や労働安全・衛生コンサルタント等を活用する。	○委託事業において、労働安全衛生マネジメントシステムの導入マニュアルを作成し、全国7箇所で労働安全・衛生コンサルタントによるセミナーを実施して導入促進を図った。○中災防において、「マネジメントシステムリーダー研修」等の各種研修、支援、説明会等を実施した。	0
建設業の元方事業者と関係請負人によるそれぞれの	役割に応じたリスクアセスメントの実施促進	
●建設業では、関係請負人の段階では対応が困難な事項について元方事業者がリスクアセスメントを行うなど、元方事業者と関係請負人がそれぞれの役割に応じたリスクアセスメントを行い、その結果に基づいて適切な措置を講じるよう、建設業労働災害防止協会と連携して指導する。	○局署における集団指導・個別指導のほか、 建設業労働災害防止協会(以下「建災防」) において、元方事業者の統括安全衛生責任 者並びに関係請負人の安全衛生責任者及 び職長への教育を実施し、リスクアセスメ ントの実施を促進した。	0
労働衛生分野のリスクアセスメントの促進		
●腰痛、熱中症等の労働衛生分野においてもマニュアル等の整備を進め、リスクアセスメントの 実施を促進する。	○社会福祉施設での腰痛予防について中災 防にてリスクアセスメントマニュアルを 作成した。	0

【高年齢労働者対策】

12 次防の記載内容	平成 25 年度の取組	
身体機能の低下に伴う労働災害防止の取組		
●労働災害事例集等により、高齢者の割合の高い職場で、段差の解消、手すりの設置、必要な照明の確保などの職場の残留リスクの低減や、身体機能の低下を防ぐための運動が促進されるよう、労働災害防止団体と連携して指導する。 ●高年齢労働者に対し、身体機能の低下や基礎疾患に伴う労働災害発生リスクの増大と労働者自身が取り組むべき事項について、教育を行うとともに広報により注意喚起を行う。	○局署における集団指導・個別指導により、 左記内容を盛り込んだリーフレット等を 活用し適宜指導を行った。○中災防において、「身体機能低下を防ぐ実 践セミナー」、「転びの予防セミナー」を実 施した。○高年齢労働者労働者に配慮した交通労働 災害防止の手引きを作成し、周知を図っ た。	0
基礎疾患等に関連する労働災害防止		
●基礎疾患等の健康障害リスクを持つ労働者に対して、労働者自身による健康管理を徹底するよう促すとともに、日常的な作業管理や労務管理の中で、本人の申告に基づいて健康状態を把握し、労働災害につながるような状態で作業に従事することのないよう、注意喚起する。	○地域産業保健センターで、労働者の健康管理の相談などへの対応を行った。	0
 ●体調不良が重篤な労働災害につながりやすい 建設作業について、建設業労働災害防止協会等 と連携し、作業開始前の健康状態のチェックや その結果に基づく適切な作業配置を促進する。 ●定期健康診断結果に基づく保健指導や事後措 置の中で、労働者自身の健康管理のみならず、 基礎疾患が誘発しうる労働災害を防止する観 点からも適切な指導・対応が必要である旨を、 産業医や地域産業保健センター等を通じて周 知徹底する。 	○建災防において、心臓慢性疾患のある者を 高所作業から外す等の適正配置など高年 齢労働者に対する安全衛生管理の充実を 内容とする建設業労働災害防止対策実施 事項を定め、その推進を図った。 ○地域産業保健センターで、健康診断の結果 についての医師からの意見聴取等への対 応を行った。	0

【非正規労働者対策】

12 次防の記載内容

平成 25 年度の取組

非正規労働者に関する安全衛生活動や労働災害の実態把握と対策の検討

- ●パートやアルバイトなどの非正規労働者に関 する雇い入れ時教育や健康診断の実施などの 安全衛生活動の実態や労働災害の発生状況の 把握を進め、その結果を踏まえて必要な対策を 検討する。
- ○平成 25 年 11 月に実施した全国統計調査 (労働安全衛生調査)において、非正規労 働者の安全衛生に関する調査を実施した (結果は平成26年秋頃に取りまとまる予 定)。(再掲)

\triangle

就業形態の多様化を踏まえた責任の明確化

- ●建設業における一人親方や、製造業における業 務請負など、就業形態が多様化・複雑化する中 で、労働災害防止の責任の所在があいまいにな らないよう、多様な就業形態が混在するような 労働現場に対して指導を行う際には、労働災害 防止の責任の明確化を図る。
- ○混在作業が行われている建設業等に対す る監督指導、個別指導等を行う際には、法 令に基づき必要な措置を講じるよう指導 を実施した。

 \bigcirc

【行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による労働災 害防止の取組み】

12 次防の記載内容	平成 25 年度の取組	
専門家と労働災害防止団体の活用		
●安全衛生分野の専門家である労働安全・衛生コンサルタントを育成し、能力を向上させるとともに、専門的、技術的な業務については、労働安全・衛生コンサルタントをはじめとする高度な専門性を有する民間専門家が、事業場の安全衛生水準の向上に一層活用される仕組みを検討する。	○中災防において、「中災防安全衛生エキスパート制度」を設立し、安全衛生分野の専門家のネットワークを構築した。	0
●様々な業界で安全衛生活動に携わってきた人 材を、業種を超えて有効に活用し、事業場の安 全衛生水準を高めていく方策を検討する。	(今後検討予定)	_
●専門家の知識やノウハウを活用しながら、各地域の安全衛生施策を推進していくために、安全衛生労使専門家会議の活用を促進する。	○安全衛生労使専門家会議を各都道府県労働局で年間1~3回開催し、安全衛生等の専門家から意見を聴取し、各局で策定する行政運営方針に反映させたり、集団指導や各種会議の場で参考にしたりと、安全衛生施策を進める上での参考とした。	0
●業界の労働災害防止活動の推進役としての役割、労働災害防止に関する情報収集、教育指導機関としての役割を担う労働災害防止団体の果たすべき役割はますます重要となっている。こうした役割を強化するため、行政機関が保有する労働災害関連情報の提供を進めるとともに、労働災害防止に資する活動に対しては、この計画の重点対策を考慮しながら引き続き必要な支援を行う。	○業種別の労働災害防止団体が中小規模事業場を対象に実施する「集団指導」及び「個別指導」に対する新たな補助を平成26年度から実施するための環境整備(予算要求等)を行った。 (労働災害関連情報の労働災害防止団体への提供については今後検討予定)	0
●労働災害防止団体が、労働災害防止団体法の精神に則り、以下の活動を実施することを奨励する。 (a) 所管する業界に対する労働災害防止活動への技術的指導及び援助について、具体的計画を定め、自ら責任をもって実施すること。 (b) 事業者による自主的かつ体系的な安全衛生水準の向上を促進するため、所管する業種ごとに様々な技術上のガイドラインを策定し、安全管理士、衛生管理士などを活用して運用すること。	(a) 業種別の労働災害防止団体では、国の「第12次労働災害防止計画」を踏まえ、5年間(平成25年度~平成29年度)に取り組むべき方向と対策を示した労働災害防止計画を策定した。 (b) 建災防において労働災害防止規程の変更(墜落災害防止対策、熱中症予防対策、石綿ばく露防止対策等を強化)を行った。中災防において「鉄鋼生産設備の非定常作業における安全衛生対策のためのガイドライン」の見直しを行った。	0
業界団体との連携による実効性の確保 ●特に第三次産業に重点を置いて、施策ごとに、 主たる業界団体との関係づくり、具体的な施策	○必要に応じて関係業界と調整しながら対 策を進めた。	
の進め方についての協議等を行い、業界と協調 的に取組を進める。 ●全国又は地域の業界団体、労働組合等が自ら行	(今後検討予定)	0
う安全衛生分野の調査研究を支援する。	(7.1×1×13.1. YE)	_

安全衛生管理に関する外部専門機関の育成と活用 ●メンタルヘルス対策を含めた産業保健活動に ○委託事業により、外部専門機関の育成等の ついて、産業医や産業保健専門職で構成された 事業を実施し、医療機関等を対象に研修を \bigcirc 産業保健機関の質の向上を進め、こうした産業 行った。 保健機関の活用を図る。 ●労働者 50 人未満の小規模事業場における労働 ○地域産業保健事業等の三事業の事業内容 者の健康確保について、国による援助を充実す を継承して一元化し、ワンストップサービ スとして産業保健サービスが提供できる ることにより、小規模事業場の産業保健活動を 促進する。 ようにした。 ●企業で安全衛生を担ってきた人材や労働安 全・衛生コンサルタントを含む、安全衛生に関 する専門人材を集約化し、企業の安全衛生管理 責任を側面支援する外部専門機関として育成 するとともに、事業者が自らの事業者としての (今後検討予定) 責任を果たす上で、外部専門機関を利用しやす い制度・環境の整備を図る。小規模事業場がこ うした外部専門機関を活用する際には、必要な 支援を行う。

【社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識変革の促進】

	_ >
12 次防の記載内容	平成 25 年度の取組
経営トップの労働者の安全や健康に関する意識の高	易
●労働災害防止に向けた取組が低調な企業の経営トップに対して様々な手法、機会を活用して、労働者の安全や健康に関する意識付けを行う。	○全国安全週間(7月)・全国労働衛生週間 (10月)の機会を捉えて、企業のトップ への安全衛生活動の協力依頼を通じて意 識付けを行った。
労働環境水準の高い業界・企業の積極的公表	
 ●労働災害の発生状況や労働災害防止のための取組だけでなく、労働者の健康に影響する項目を総合的・客観的に評価する指標を開発する。 ●快適職場調査(ソフト面)チェックシートなど、既に構築された成果を含め、開発した指標を視覚化し、普及させる。 ●業界別や、個別企業の評価を労働災害防止団体や労働安全・衛生コンサルタントなどの専門家が行い、企業の同意を得て、良い評価を得た企業は積極的にホームページ等で公表することを推進し、求職者が労働環境の良い企業を容易に把握できるようにする。 	 ○平成25年12月の建議「今後の労働安全衛生対策について」を踏まえ、「安全衛生に関する優良企業を評価・公表する仕組み」に関する予算を要求した(平成26年7月から検討会を実施中)。 ○中災防において、中小企業労働安全衛生評価事業を実施し、65事業場を評価した。
重大な労働災害を発生させ改善がみられない企業へ	の対応
●法令違反により重大な労働災害を繰り返して 発生させたような企業について、一定の基準を 設け、着実に労働環境の改善を図らせるため、 企業名と労働災害の発生状況をホームページ 等で公表することを含めて検討する。	○重大な労働災害を繰り返す企業に改善を 図らせる特別安全衛生改善計画制度を創 設する労働安全衛生法改正案を平成26年 3月に国会に提出した。(平成26年6月 19日に法案は可決・成立。重大な労働災 害を繰り返す企業に対する特別安全衛生 改善計画制度は1年以内に施行予定。)
労働災害防止に向けた国民全体の安全・健康意識の	
●労働者本人の無意識による不安全な行動が誘発するリスクや実際の労働災害事例について、職長も含めた現場の労働者に情報提供を推進することにより、労働者1人1人の安全に対する意識や危険感受性を高め、労働災害防止に結びつける。	○中災防において、139 事業場に対して安全行動調査を実施するとともに、「危険体感教育実践セミナー」を実施し、小冊子「危険実感 BOOK – 誰1人ケガをしない・させない – 」を製作した。
●国民全体の危険に対する感受性を高め、働く場での安全や健康を確保するためのルールを守ることについて、地域、職域、学校が連携して取り組む。	(今後検討予定) –
●大学教育における安全衛生教育のあり方について調査研究を行い、その結果を踏まえて、大学教育への安全衛生教育の取入れ方策を検討する。	○厚生労働科学研究費補助金により、3か年 計画(平成 24 年度~26 年度)で大学に おける安全衛生教育の研究を実施中。

【科学的根拠、国際動向を踏まえた施策推進】

12 次防の記載内容	平成 25 年度の取組	
労働安全衛生総合研究所等との連携による科学的根		
●労働安全衛生総合研究所の調査研究と安全衛生施策との一体性、連携を強化し、科学的根拠に基づいた施策を推進する。	○安衛研が実施した調査研究において明らかとなったエビデンスをもとに、法令改正やガイドラインの策定を行うなど科学的根拠に基づく安全衛生施策の推進に努めた。	
	(平成 25 年度の主な実績) ・解体用建設機械の規制強化 ・食品加工用機械の規制強化 ○重点分野ごとに安全衛生部と安衛研で研 究方針等の打合せを実施した。	
●安全衛生分野の研究について、労働安全衛生総 合研究所が中核的役割を果たすよう機能強化 を図る。	○行政施策の推進上必要となる研究課題については、行政との緊密な連携のもと、安衛研が積極的にこれを担うとともに、土木学会(研究員が安全工学小委員会の委員長を担当)をはじめ、各分野において実施される研究や検討に積極的に関与するなど、その機能強化に努めている。 ○平成 25 年 12 月の閣議決定を踏まえた(独)労働者健康福祉機構との統合に向けた検討の中で、両独法が実施している調査研究の相乗効果が得られるよう調整を図っている。	0
●安全衛生分野の研究の裾野を広げるため、安全 衛生研究振興のための予算や安全衛生研究に 利活用できる有用な情報の確保に努める。	○厚生労働科学研究費(労働安全衛生総合研究)の活用枠の確保に努めた。 ○胆管がん問題をはじめ、局署による事業場 指導等を通じ、個々の事業場において生じ ている課題も含め、安全衛生研究の充実に 資する情報の把握に努めた。	0
国際動向を踏まえた施策推進 ● 労働安全衛生総合研究所が行う調査研究活動 や、専門家、諸外国との交流を通じて諸外国の 最新の知見、動向を把握し、施策や規制の国際 的整合性を担保するよう努める。	○各種構造規格に定める安全基準について、 ISO をはじめとする国際基準との整合性 に配慮した見直しに努めるとともに、規制 の見直しに当たっては、諸外国における規 制の状況を踏まえた内容となるよう努め た。 (平成 25 年度の主な実績) ・車両系木材伐出機械に係る規制強化	0

【発注者、製造者、施設等の管理者による取組強化】

12 次防の記載内容	平成 25 年度の取組	
発注者等による安全衛生への取組強化		
●外部委託によって安全衛生上の配慮義務や責任を逃れたり、過度に安価な発注を行って、受注者が必要な安全衛生対策のための経費を計上できないような状況が発生しないよう、建設業以外についても、発注者による取組を強化する。	(今後検討予定)	_
●施設等の管理者等が、自らが管理する施設等を 第三者に使用させる場合の安全衛生管理責任 のあり方を検討する。	○平成 25 年 12 月の建議「今後の労働安全 衛生対策について」を踏まえ、「陸上貨物 運送事業の荷役作業における安全確保対 策ガイドライン」に基づき荷主等の実施事 項について要請等を行った(建議において は、本取組みの進捗状況を踏まえ、施設等 管理者による取組のあり方について改め て検討することとされた)。	0
製造段階での機械の安全対策の強化		
●設計・製造段階及び改造時のリスクアセスメントとリスク低減措置の実施や危険性等の通知の徹底を図る必要があるため、労働現場で使用されるあらゆる機械設備について、製造者等の機械設備の提供者に対する当該措置を強化する。	○機械等の回収・改善命令制度のあり方等に ついて検討会を開催し報告書をとりまと めた(これを受け、機械の設計・製造段階 の安全化を促進するための要領を策定す る予定)。(再掲)	Δ
●機械関連業界と連携して、機械の種類ごとの安全基準・規格を評価し、活用する仕組みの構築を検討するとともに、一定水準の安全基準・規格が確保された機械の使用を推奨する。	(今後検討予定)	_
●機械による労働災害の情報をもとに、機械の重大な欠陥により、重篤な労働災害が発生し、当該機械の販売先が特定できない等、同種災害を防止する必要がある場合は、発生した労働災害の内容、機械の製造者名等の公表や、製造者による機械の回収・改善を図る制度を検討する。	○機械等の回収・改善命令制度のあり方等に ついて検討会を開催し報告書をとりまと めるとともに、同報告書を踏まえた平成 25 年 12 月の建議「今後の労働安全衛生 対策について」において、製造者等に対し 国が回収・改善を要請することが適当とさ れた(これを受け、機械の設計・製造段階 の安全化を促進するための要領を策定す る予定)。	0
●ユーザーによる使用方法に明らかに問題があり、製造段階で対処できないような事案については、誤った使用方法により発生する労働災害の事例を具体的に公表し、広く周知することで同種災害を防止する。	○左記の災害事例をとりまとめた (今後、厚生労働省HPに掲載予定)。	0
●技術の進歩等に合わせて機械等の技術基準に 関する労働安全衛生関係法令を見直す。また、 構造規格等の技術基準を設定する際は、技術基 準の整合化等を促進するため、日本工業規格 (JIS 規格)等を積極的に引用する。	○国際標準化機構(ISO)における産業用ロボットの規格策定を受け、産業用ロボットと人との協同作業を可能とする安全基準を明確化した(平成 25 年 12 月に通達を発出)。	0

労働者以外の人的・社会的影響も視野に入れた対策の検討

- ●労働者のみを守ればよいという考え方ではなく、産業現場で発生する事故によって生じる労働者以外の人的・社会的被害を防ぐという観点も考慮することとし、他省庁の施策との一層の連携を図る。
- ○内閣官房及び保安4法を所管する総務省 消防庁、経済産業省及び厚生労働省におい て「石油コンビナート等における災害防止 対策検討関係省庁連絡会議」を開催し、コ ンビナート等における事故・災害防止に向 けた対策を検討した。

 \bigcirc

【東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所事故を受けた対応】

	- 0 - 4 - 4 - 4				
12 次防の記載内容	平成 25 年度の取組				
東日本大震災の復旧・復興工事対策					
●東日本大震災の被災地での復旧・復興工事の労働災害防止対策を着実に実施する。また、避難指示解除準備区域等で行われる除染作業や生活基盤の復旧作業での高所からの墜落防止、重機災害の防止等を着実に実施する。	○局署が実施する個別指導・集団指導のほか、委託事業等で専門家による巡回指導及 び教育支援を実施した。	0			
原子力発電所事故対策					
		₁			
●東京電力福島第一原子力発電所の事故の教訓 を踏まえ、事故時に被ばく管理等を適切に実施 するための被ばく線量管理体制の強化、線量計 の確保等の準備状況を定期的に確認する。	○平成24年8月10日付け労働基準局長通 達に基づき、都道府県労働局より各原子力 施設に対し、自主点検等を実施するととも に、対策の進捗が遅い原子力施設に対して 必要な指導を実施した。	0			
●東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた作業に従事する全ての労働者に対する被ばく防止対策、特別教育等の安全衛生管理の実施を徹底する。	○平成 23 年 12 月 22 日付け安全衛生部長 通達に基づき、東京電力福島第一原子力発 電所及び関係請負人に対する指導を徹底 するとともに、労働者の被ばくする実効線 量が一定以上の作業については、事前に放 射線作業届を提出させ、被ばく低減対策等 について個別に指導を行った。また、定期 的に原子力発電所内に立ち入り、線量管理 の状況等について必要な指導を実施した。	0			
●東京電力福島第一原子力発電所での緊急作業 に従事した労働者に対して、メンタルヘルスケ アを含めた健康相談等の長期的健康管理対策 等を着実に実施する。	○緊急作業従事者に係る事業者からの健康 診断結果及び被ばく線量の報告について、 データベースに保存するとともに、委託事 業により健康相談窓口を設置し、緊急作業 従事者等に対する健康相談等を実施した。 なお、18,874 名(97.6%)に緊急作業従 事者登録証を発行するとともに、747 名 (82.7%)に被ばく線量等記録手帳を交 付した。	0			
●除染特別地域等での除染作業、復旧・復興に携 わる労働者の放射線障害防止対策を着実に実 施する。	○平成24年3月2日付け労働基準局長通達に基づき、除染電離則に基づく特別教育、被ばく管理等について事業場を指導した。併せて事業者団体による除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度の発足について、平成25年12月26日に最終取りまとめがなされたことを踏まえ、同日付けで除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン等を改正するとともに、環境省等の発注官庁に対して協力を依頼した。	0			